

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：32629

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20096

研究課題名（和文）気候変動の人権アプローチによる公衆参加への影響と課題

研究課題名（英文）The study on the impact of human rights based approach to climate change on modifications of public participation

研究代表者

藤田 大智（Fujita, Daichi）

成蹊大学・法学部・助教

研究者番号：60964616

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、気候変動問題に関する人権課題が、国際交渉の公衆参加態様の改変に与えたインパクトという、従来着目されていなかった人権問題の顕現化と公衆参加態様の変化の関係に焦点を当てた。気候変動に関する人権課題の指摘・共有の増加と、各条約体における公衆参加態様の変化との相関関係をはじめ、2000年代以降の気候変動問題に関連する人権問題の顕現化が、国際交渉における非国家主体の参加・透明性確保に対して与えた影響の存在を明らかにした。同時に、人権アプローチの公衆参加への影響の下、条約体間で公衆参加態様の変化に異同が生じる理由を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
人権アプローチの公衆参加への影響と、条約体間で公衆参加態様の変化に異同が生じる理由を明らかにする課題について、条約体制間相互作用による国際人権基準の形成課題という新たな理論的視点を提示した。これにより、相互作用に参加する構成員の立場を認識し、国内外の討議・説得場面、主体、説得対象としての内容等、相互作用の結果に影響を与える要素を把握可能とし、人権規範や公衆参加に関する規範の相違が国際法学上もつその意義を明らかにした。伝統的国際法では、国家同意が法形成における排他的要素とされたが、国際社会の普遍的価値である人権実現に関する各国家の役割が、条約体制間相互作用によっても画定されることを示した。

研究成果の概要（英文）：This study focused on the impact that human rights issues related to climate change have had on modifications of public participation in international negotiations. In other words, this study focused on the relationship between the emergence of human rights issues and changes in the mode of public participation. The study analyzed the correlation between the increase in the identification and sharing of human rights issues related to climate change and changes in public participation in various treaty bodies. Additionally, it elucidated the impact that the emergence of those human rights issues since the 2000s has had on the participation of non-state actors in international negotiations and on ensuring transparency. Furthermore, the study revealed the reasons for the variation of patterns in public participation among treaty bodies under the influence that the human rights approach has had on public participation.

研究分野：国際法学

キーワード：気候変動 国際環境法 国際人権法 公衆参加 透明性

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、国際気候変動交渉を行う条約体である気候変動枠組条約、国際民間航空機関、国際海事機関の政策内容を分析してきた。研究は、各条約体が策定する気候変動政策において、共通だが差異ある責任原則の反映により、国家の権利義務が如何に差異化されたかを明らかにした(研究課題/領域番号 19J10593)。同時に、各条約体の意思決定過程における非国家主体の参加や透明性が、気候変動政策を通じて形成される国家の役割に影響を与えることが明らかになった。さらに、各条約体において、会合や文書の公開、オブザーバー参加などの公衆参加・透明性の要素が次第に強化されてきたことを明らかにした。

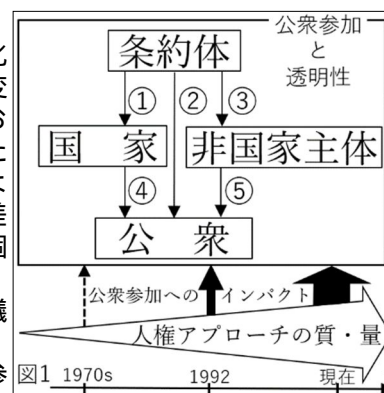
国際法学では、近年、気候変動の影響を食糧・水に対する権利や先住民の文化に対する権利の侵害と捉える気候変動に対する人権アプローチが発展してきた。そして、気候変動政策における国家の役割形成の分析において、気候変動の人権への影響を捉える議論の展開が明らかとなった。同時に、その展開は、気候変動の利害関係者の参加を促進する形で変化してきた国際交渉場面における公衆参加態様との関連が予測された。また、各国家の役割を規定する制度策定の過程が、国家の役割と有機的連関を持つため、意思決定過程を構成する諸要素の実証研究の必要を認識し、条約体毎の意思決定における公衆参加態様の比較を通して、その異同を分析する必要を認識したことが研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

気候変動問題の人権アプローチは、気候変動の影響の顕著化に伴い発展してきた(図1中「人権アプローチの質・量」の変化)。しかし、その変化が、国際気候変動交渉を行う条約体における公衆参加・透明性の変化(図1中の変化)に与えたインパクトの立証にまでは至っていない。また、その影響により改変された各条約体の公衆参加・透明性の態様の共通性・差異の有無とそれらが生じる理由の解明が、国際法学における個人や公衆の位置づけの理論化に必要であった。

気候変動による影響が、国際・国内法上の人権問題として議論されるようになったが、その質・量の変化は未解明である。また、その質・量の変化が、気候変動国際交渉における公衆参加の態様に与えた影響(図1中「公衆参加へのインパクト」の変化)は未解析であった。

本研究は、気候変動の人権アプローチが、国際交渉の公衆参加態様の改変に与えたインパクトの存在と程度の実証を試みることを目的とした。そして、被侵害者や利害関係者の意見を国際交渉場面に持ち込む公衆参加の類型化と理論化、さらに、これらによる科学的裏付けのある民意が反映される国際社会を支える理論への応用を目指した。



3. 研究の方法

本研究は、気候変動問題に対する人権アプローチが、国際交渉の公衆参加態様の改変に与えたインパクトという、従来着目されていなかった人権問題の顕現化と公衆参加態様の変化の関性に焦点を当ててきた。そして、気候変動問題に対する人権アプローチの質・量の変化が、国際気候変動交渉を行う条約体の公衆参加態様変化に与えた影響を明らかにし、また公衆参加の類型化と理論化を視野に入れて研究を行った。

研究は、地球環境問題が議論され始めた1970年代から今日までの気候変動問題に対する人権アプローチの質・量の変化と公衆参加態様の変化を、時間軸に沿って一覧化し、可視化した。さらに、人権アプローチの変化と公衆参加態様の変化との対照を通じた、人権アプローチの公衆参加への影響を分析した。3つの条約体の意思決定過程における公衆参加制度の展開理由について、国家、国際機構、非国家主体らアクター間の相互作用を通して、如何なる共通認識の形成に基づき発展してきたのかを分析した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

初年度

気候変動に対する人権アプローチの質・量の変化態様の分析を行った。人権アプローチの質・量の変化態様の調査として、侵害を主張される人権の多様化と具体化を可視化した。食糧・水に対する権利や国際社会による絶対的遵守が求められる生命・自決権等の強行規範の議論の種類の多様化を時系列に沿って整理し、また国際機関採択の文書と学説における人権アプローチの展開について、人権の種類とその具体的内容を一覧化することで、時間経過に伴う人権アプローチの種類の豊富化とその内容の具体化を可視化した。

より具体的には、自由権規約委員会をはじめとした人権条約機関、世界銀行やWHOを含めた国際組織、人権理事会や新設の気候変動に関する特別報告者を含め国連関連諸機関作成の報告書等文書の分析を行い、先住民族の権利、気候難民・移民、ジェンダー、年齢、障害者等に注目した社会的包括性の議論、水・食糧・住居に対する権利、海面上昇に伴う遺産の消失等の文化的権利に対する影響といった人権の種類の多様化を一覧化し、気候変動の人権への影響の言及量増加を明らかにした。これにより、気候変動の人権課題の指摘・共有の増加と、オブザーバー資格を有するNGOから構成され、情報取得・会合参加等の優遇が認められる非政府組織グループ数の増加等の各条約体における公衆参加態様の変化との相関関係を明らかにした。成果の一部は、成蹊大学未来法学研究所研究会において発表した。

また、公衆参加の必要性認識共有過程の解明に関して、法形成要因として条約体制間相互作用の理論分析を深化させ、国内外の討議・説得場面、主体、そして内容と同時に結果に影響を与える要素を浮き彫りにする本相互作用の存在を国際法形成理論が把握する必要性を解明した。理論分析深化の結果は、日本障害法学会誌に投稿した。

さらに、条約体に関わる各アクターによる公衆参加態様の改変・維持に関する提案内容を当該アクターの性質と併せて整除する分析を行い、アジア地域と欧米地域における地域的国際組織・NGOにおける気候変動に関する人権課題への言及の有無・程度の相違の要因に関して、地域的人権条約や締約国に対して環境政策の意思決定における利害関係者の参加を求めるオプス条約等に相当する条約のアジア地域における欠如の一因を明らかにした。以上の成果は、2023年12月出版の図書『国家平等の形成と課題』（科研費・研究成果公開促進費（学術図書））に組み込んだ。

最終年度

途上国による森林保全管理制度 REDD+に着目した。REDD+実施による先住民族の土地・文化に対する権利への影響に伴う、気候変動枠組条約体制におけるコンスティチューエンシー制度をはじめとするプラットフォーム創設といった意思決定過程への参加強化の変化等、人権課題顕出と公衆参加態様変化との相関関係を明らかにした。2023年11月にはアジア太平洋地域気候ウィーク（マレーシア）へ参加し、土地権をはじめとする先住民族の人権課題や、彼らを国際的意思決定過程に参加させる条件に関する課題を始め、気候変動に関連する人権問題の実態把握も行った。調査・分析成果に関して、成蹊大学アジア太平洋研究センターの『アジア太平洋研究』に掲載予定の論文を執筆中である（2024年9月提出予定）。REDD+の分析内容は、2025年法律文化社から出版予定の国際法テキストとしても著した（2024年5月執筆完了）。

研究期間全体を通じて、2000年代以降の気候変動問題に関連する人権問題の顕現化が、国際交渉における非国家主体の参加・透明性確保に対して与えた影響の存在を明らかにした。

（2）得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

2023年12月出版の図書『国家平等の形成と課題』の意義

気候変動に関する国際法では、主に気候変動枠組条約体制におけるCBDR原則の体現態様の変化の分析が行われてきた。つまり、気候変動枠組条約・京都議定書・パリ協定を通じて採択された先進国・途上国間の権利義務の差異化要素である歴史的責任の色彩等の変化を分析する傾向である。同時に、国際法学では、法の形成・執行における非国家主体の参加や透明性確保・向上の実態が明らかにされてきた。しかし、国際法学は、公衆参加や透明性向上の動態を説明する理論を欠いていた。そのため、意思決定過程とそれを通じて形成される国家の役割との有機性を認識する必要性は指摘されるものの、これに応える理論を欠いていた。本書は、国家平等観念を捉え直し、国家の役割を決定する環境を構成する諸条件の改善が求められるという規範的意義を示すことで、この学術的課題に応える理論的進展を図った。

国際法学では、透明性概念のグローバル規範としての位置付けを探る研究が展開されている。また、気候変動枠組条約体制とICAO・IMOは、会合への相互出席等による相互作用を通して、政策展開の調整を行い、これは法形成過程の一端とされる。温室効果ガス削減という同じ課題の解決に向けた国家の役割に関する意思決定過程が、条約体制ごとに公衆参加や透明性の点で不調和であれば、正統性に問題が生じる。本書は、条約体制間相互作用も捉え、統一的規範形成契機の有無・程度を測るため、従来の議論の分析対象であった気候変動枠組条約体制に加え、ICAO・IMOの政策展開の分析結果を示した。

これまで国際法学は、主権平等原則を捉える際、一国一票制や義務の免除という紛争解決に際した明確な基準（裁判規範）を示すことに翻弄され、国際社会における諸国家の行動を規律する行為規範としての意味を捉える姿勢が不足していた。本書は、行為規範と捉える視点を強化して国家平等観念を再検討した結果、国家の役割画定に関わる意思決定過程を構成する諸要素も有機的一体性があるものとの把握を可能とした。これにより、諸国家による意思決定過程の公衆参加や透明性確保・向上を求める法規範形成理由の説明が可能となった。

障害法学会誌の意義

人権アプローチの公衆参加への影響と、条約体制間で公衆参加態様の変化に異同が生じる理由を明らかにする課題について、条約体制間相互作用による国際人権基準の形成課題という新たな理論的視点を提示した。これにより、相互作用に参加する構成員の立場の認識と、国内外の討議・説得場面、主体、説得対象としての内容等、相互作用の結果に影響を与える要素を把握可能とし、人権規範や公衆参加に関する規範の相違が国際法学上もつその意義を明らかにした。

（3）今後の展望

研究を通じて、地域的国際組織による気候変動政策の国際法学的分析課題を析出し、経済・地理・文化的特性に着目したグローバル・地域条約の形成・運用課題と組織間の政策の異同を解明し、国際気候変動法の体系化と国際的共有課題の明確化への貢献を目指す新たな課題を具体化した（研究課題/領域番号 24K16258）。今後は、グローバルサウス諸国の地域的国際組織による気候変動政策の国際法学的分析を行うため、文献解析と地域気候会合への参加による政策形成・運用実態の分析を通して、経済・地理・文化的特性に着目したグローバル・地域条約の形成・運用課題と組織間の政策の異同を解明し、国際気候変動法の体系化及び国際的共有課題の明確化への貢献を目指す。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 藤田大智	4. 巻 25号
2. 論文標題 気候変動政策に関する国際民間航空機関・国際海事機関の権限と指導原則についての一考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 116-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.57382/kkhs.2022.25_116	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤田大智	4. 巻 7
2. 論文標題 条約体制間相互作用による国際人権基準の形成課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 障害法	6. 最初と最後の頁 155,168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 藤田大智
2. 発表標題 国際気候変動政策における国家の役割形成と意思決定過程の課題 UNFCCC、ICAO、IMOにおける政策分析を通して
3. 学会等名 成蹊大学未来法学研究所
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 藤田 大智	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 412
3. 書名 国家平等の形成と課題	

1. 著者名 佐藤哲夫・中西優美子・渡辺豊編著、藤田大智、他11名共著	4. 発行年 2025年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 -
3. 書名 18歳からはじめる国際法	

1. 著者名 池原毅和・高嶋里枝・藤田大智、他14名共訳	4. 発行年 2024年
2. 出版社 やどかり出版	5. 総ページ数 -
3. 書名 Guidance and technical packages on community mental health services (翻訳)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

未来法学研究所 https://scrapbox.io/stream/future-of-law/ 2023年度成蹊大学アジア太平洋研究センターパイロット研究一覽 https://www.seikei.ac.jp/university/caps/assets/docs/info/pdf/pilot_projects_2023.pdf
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------